

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室）

項目名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長		
税目	所得税 租税特別措置法第 11 条の 3 租税特別措置法施行令第 6 条の 2 法人税 租税特別措置法第 44 条の 2 租税特別措置法施行令第 28 条の 5		
要望の内容	豪雨災害や台風等の昨今の激化する自然災害等への事前対策を強化するため、防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を 2 年間延長する。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲6 百万円 （ ▲43 百万円） （ - 百万円）	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 近年、全国各地で自然災害が頻発しており、多くの中小企業が被災している。こうした自然災害等のリスクは、個々の事業者だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼす恐れがあることから、中小企業への事前の対策への取組を促進する必要がある。 しかしながら、従来から自然災害等への備えとして、BCP（事業継続計画）の普及啓発を行っているが、多くの中小企業の経営者から「ノウハウがない」、「どのように策定してよいか分からない」との声が聞かれており、BCPの策定が進んでこなかった。 そこで経済産業省では、令和元年7月から中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が策定した防災・減災対策にかかる取組を「事業継続力強化計画」として経済産業大臣が認定する制度を創設し、令和4年7月末日までで、40,000件を超える計画を認定している。 事業継続力強化計画は、中小企業が自社の自然災害等のリスクを認識し、防災・減災対策の第一歩目として必要な項目を盛り込んだものである。従来のBCPと比較して、簡潔な計画となっており、より多くの中小企業が計画を策定し、自然災害等の発生時における中小企業の事業の継続が可能となることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要 今後も継続した発生が予想される地震、台風、豪雨などの自然災害等に対し、中小企業が自ら行う事前の備えを強化することは喫緊の課題である。また、実際の直接的な被害を防止、減災させるためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。 事業継続力強化計画をより多くの中小企業が策定し、自然災害等に対する実効性のある取組を支援する方策の一つとして、防災・減災に資する設備投資に対し、引き続き、本税制により支援する必要がある。 加えて、近年頻発する地震による重要設備の損壊等を防ぐ観点から、本税制の対象設備として耐震装置を追加する必要がある。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○中小企業等経営強化法 (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立された企業の事業活動並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○中小企業等の経営強化に関する基本方針 第7 中小企業の事業継続力強化 1 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項 一 事業継続力強化 「事業継続力強化」とは、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>合理性</p>

		<p>政策の達成目標</p>	<p>中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進</p>																																																																																																		
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）</p>																																																																																																		
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。</p>																																																																																																		
	<p>政策目標の達成状況</p>		<p>中小企強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和4年7月末までに40,000件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる。</p> <p>【事業継続力強化計画の認定状況】</p> <table border="1"> <caption>事業継続力強化計画の認定状況 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和元年 8月</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>令和元年 9月</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>令和元年 10月</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>令和元年 11月</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>令和元年 12月</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>令和元年 1月</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>令和元年 2月</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>令和元年 3月</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>令和元年 4月</td><td>9,000</td></tr> <tr><td>令和元年 5月</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>令和元年 6月</td><td>11,000</td></tr> <tr><td>令和元年 7月</td><td>12,000</td></tr> <tr><td>令和元年 8月</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>令和元年 9月</td><td>14,000</td></tr> <tr><td>令和元年 10月</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>令和元年 11月</td><td>16,000</td></tr> <tr><td>令和元年 12月</td><td>17,000</td></tr> <tr><td>令和元年 1月</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>令和元年 2月</td><td>19,000</td></tr> <tr><td>令和元年 3月</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>令和元年 4月</td><td>21,000</td></tr> <tr><td>令和元年 5月</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>令和元年 6月</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>令和元年 7月</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>令和元年 8月</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>令和元年 9月</td><td>26,000</td></tr> <tr><td>令和元年 10月</td><td>27,000</td></tr> <tr><td>令和元年 11月</td><td>28,000</td></tr> <tr><td>令和元年 12月</td><td>29,000</td></tr> <tr><td>令和元年 1月</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>令和元年 2月</td><td>31,000</td></tr> <tr><td>令和元年 3月</td><td>32,000</td></tr> <tr><td>令和元年 4月</td><td>33,000</td></tr> <tr><td>令和元年 5月</td><td>34,000</td></tr> <tr><td>令和元年 6月</td><td>35,000</td></tr> <tr><td>令和元年 7月</td><td>36,000</td></tr> <tr><td>令和元年 8月</td><td>37,000</td></tr> <tr><td>令和元年 9月</td><td>38,000</td></tr> <tr><td>令和元年 10月</td><td>39,000</td></tr> <tr><td>令和元年 11月</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>令和元年 12月</td><td>41,000</td></tr> <tr><td>令和元年 1月</td><td>42,000</td></tr> <tr><td>令和元年 2月</td><td>43,000</td></tr> <tr><td>令和元年 3月</td><td>44,000</td></tr> <tr><td>令和元年 4月</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>令和元年 5月</td><td>46,000</td></tr> <tr><td>令和元年 6月</td><td>47,000</td></tr> <tr><td>令和元年 7月</td><td>48,000</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成)</p> <p>本税制を活用した設備投資額は、令和元年9月から令和2年3月（7ヶ月間）は約7,925千円、令和2年度は約106,859千円となっており、中小企業の防災・減災関連の設備投資は着実に増加している。更に令和3年度においては約846,843千円の設備投資を実施している。</p>	年月	件数	令和元年 8月	1,000	令和元年 9月	2,000	令和元年 10月	3,000	令和元年 11月	4,000	令和元年 12月	5,000	令和元年 1月	6,000	令和元年 2月	7,000	令和元年 3月	8,000	令和元年 4月	9,000	令和元年 5月	10,000	令和元年 6月	11,000	令和元年 7月	12,000	令和元年 8月	13,000	令和元年 9月	14,000	令和元年 10月	15,000	令和元年 11月	16,000	令和元年 12月	17,000	令和元年 1月	18,000	令和元年 2月	19,000	令和元年 3月	20,000	令和元年 4月	21,000	令和元年 5月	22,000	令和元年 6月	23,000	令和元年 7月	24,000	令和元年 8月	25,000	令和元年 9月	26,000	令和元年 10月	27,000	令和元年 11月	28,000	令和元年 12月	29,000	令和元年 1月	30,000	令和元年 2月	31,000	令和元年 3月	32,000	令和元年 4月	33,000	令和元年 5月	34,000	令和元年 6月	35,000	令和元年 7月	36,000	令和元年 8月	37,000	令和元年 9月	38,000	令和元年 10月	39,000	令和元年 11月	40,000	令和元年 12月	41,000	令和元年 1月	42,000	令和元年 2月	43,000	令和元年 3月	44,000	令和元年 4月	45,000	令和元年 5月	46,000	令和元年 6月	47,000	令和元年 7月	48,000
年月	件数																																																																																																				
令和元年 8月	1,000																																																																																																				
令和元年 9月	2,000																																																																																																				
令和元年 10月	3,000																																																																																																				
令和元年 11月	4,000																																																																																																				
令和元年 12月	5,000																																																																																																				
令和元年 1月	6,000																																																																																																				
令和元年 2月	7,000																																																																																																				
令和元年 3月	8,000																																																																																																				
令和元年 4月	9,000																																																																																																				
令和元年 5月	10,000																																																																																																				
令和元年 6月	11,000																																																																																																				
令和元年 7月	12,000																																																																																																				
令和元年 8月	13,000																																																																																																				
令和元年 9月	14,000																																																																																																				
令和元年 10月	15,000																																																																																																				
令和元年 11月	16,000																																																																																																				
令和元年 12月	17,000																																																																																																				
令和元年 1月	18,000																																																																																																				
令和元年 2月	19,000																																																																																																				
令和元年 3月	20,000																																																																																																				
令和元年 4月	21,000																																																																																																				
令和元年 5月	22,000																																																																																																				
令和元年 6月	23,000																																																																																																				
令和元年 7月	24,000																																																																																																				
令和元年 8月	25,000																																																																																																				
令和元年 9月	26,000																																																																																																				
令和元年 10月	27,000																																																																																																				
令和元年 11月	28,000																																																																																																				
令和元年 12月	29,000																																																																																																				
令和元年 1月	30,000																																																																																																				
令和元年 2月	31,000																																																																																																				
令和元年 3月	32,000																																																																																																				
令和元年 4月	33,000																																																																																																				
令和元年 5月	34,000																																																																																																				
令和元年 6月	35,000																																																																																																				
令和元年 7月	36,000																																																																																																				
令和元年 8月	37,000																																																																																																				
令和元年 9月	38,000																																																																																																				
令和元年 10月	39,000																																																																																																				
令和元年 11月	40,000																																																																																																				
令和元年 12月	41,000																																																																																																				
令和元年 1月	42,000																																																																																																				
令和元年 2月	43,000																																																																																																				
令和元年 3月	44,000																																																																																																				
令和元年 4月	45,000																																																																																																				
令和元年 5月	46,000																																																																																																				
令和元年 6月	47,000																																																																																																				
令和元年 7月	48,000																																																																																																				
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>		<p>令和5年度 375 令和6年度 375 ※令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」から推計。</p>																																																																																																		
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>		<p>現行制度は、特別償却の適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受ける必要があり、国の指針に基づき、事業継続力の強化を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p>																																																																																																		

			<p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。</p> <p>中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靱化のために、本税制の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。</p> <p>また、本税制措置を利用し、防災・減災設備を導入した企業において、税制効果があることにより「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割が回答（令和4年度中小企業庁アンケートより）。景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある企業の防災・減災設備投資を後押ししている。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。</p> <p>中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、本税制の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 令和元年度：7者 令和2年度：26者</p> <p>【減収額】 令和元年度：7,925千円 令和2年度：106,859千円</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」に基づき記載。</p>

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第 44 条の 2</p> <p>【適用件数】 令和元年度：7 者 令和 2 年度：26 者</p> <p>【減収額】 令和元年度：7,925 千円 令和 2 年度：106,859 千円</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」に基づき記載。</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>アンケートにおいて、本税制があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約 7 割の企業が回答（令和 4 年度中小企業庁アンケートより）。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本税制措置を利用し、防災・減災設備を導入した企業において、「計画認定を取得したが、税制措置を活用しなかった理由」として、「本税制を知らなかったこと」と回答した企業が約 4 割、「コロナにより設備投資を見送ったこと」と回答した企業が約 2 割を占めた。 制度の周知不足に加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きの不透明さから、経営者の投資意識に変化が生じている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和元年度改正 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 （適用期限は令和 2 年度末まで）</p> <p>令和 3 年度改正 中小企業防災・減災投資促進税制を拡充・延長 （設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置や感染症対策設備を追加）</p>	